

第3節 企業の環境保全活動の支援

1 環境調和型企业活動の推進

【環境活動推進課】

大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型社会経済システムから脱却し、持続可能な社会を実現するためには、各主体が自主的・積極的に環境に配慮した行動を取る必要があります。

中でも、事業者には、モノやサービスの提供に伴うエネルギー消費や廃棄物処理の当事者として、環境に与える影響を絶えず自覚しながら、企業活動を通して環境に配慮した取組を積極的に進めることにより、循環型社会の構築に向けた責任を果たすことが求められています。

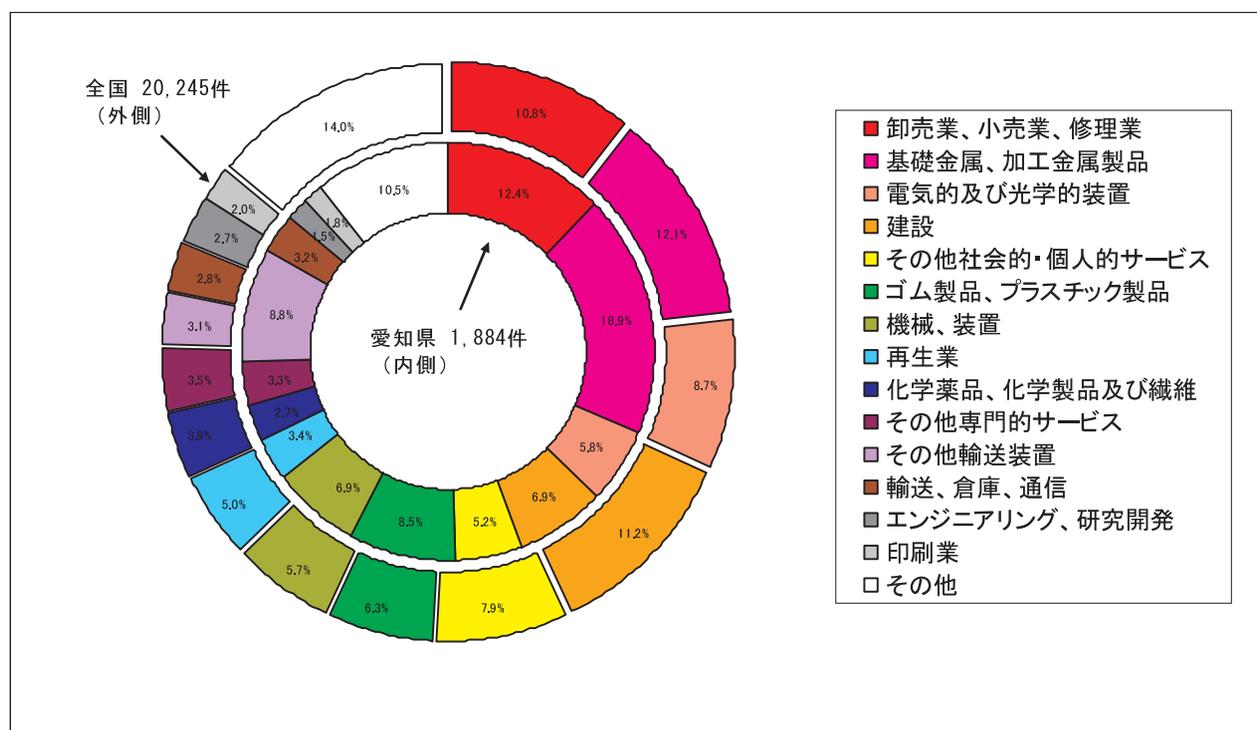
近年、事業者が自主的に環境に配慮した取組を進めるに当たり、自らの活動が周りの環境にどのような影響を与えているのか把握するとともに、

その影響を低減するための方針や目標等を設定し、これらの達成に向けての取組を進めるために工場や事業場内の体制・手続、監査の方法等を定める「環境マネジメントシステム」が、幅広い事業者によって取り組まれています。

環境マネジメントシステムには、国際規格ISO14001のほか、中小企業においても環境配慮の取組を進めることができるように、環境経営システム、環境への取組、環境報告を一つに統合した「エコアクション21」などがあり、県内の企業でも導入が進んでいます(図11-3-1)。

県は、こうした事業者の自主的・積極的な環境配慮行動を促進するため、ISO14001を始めとした環境マネジメントシステムについて情報提供等を行っています。

図11-3-1 ISO14001 認証取得組織の業種別割合



(注) 平成23年3月末現在

(資料) (財)日本適合性認定協会ホームページより作成

2 環境対策に対する助成（環境対策資金融資）

【環境政策課】

公害の防止は事業者の責務であり、これに要する費用は原則として事業者が負担すべきものです。しかし、事業者の中でも中小企業者は、資金力が弱いなどの理由により公害防除施設の整備を行うことが困難な場合が多いため、県は、昭和40年度から中小企業者を対象とした融資制度を設けています。

この制度は、県が資金を取扱金融機関に預託し、県が認定した公害防除施設の整備費等を取扱金融機関から融資するものです。

対象は、大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するための施設整備費、現在地で公害を防止することが困難な場合の工場移転に要する経費、ディーゼル車の買換えなど低公害車等の購入経費及び地球温暖化防止のための新エネルギー施設の設置や屋上緑化・壁面緑化に要する経費です。

平成22年度の融資条件は表11-3-1のとおりです。

なお、公害防止は地域環境を保全するうえで重要であることから、公害防除施設及び工場移転については利子額の7/10、低公害車等及び地球温暖化対策施設については利子額の7/20を県が補助しています。

平成22年度の融資実績は4件、融資額8,890万円となっています。融資額の内訳は図11-3-2に示すとおりです。

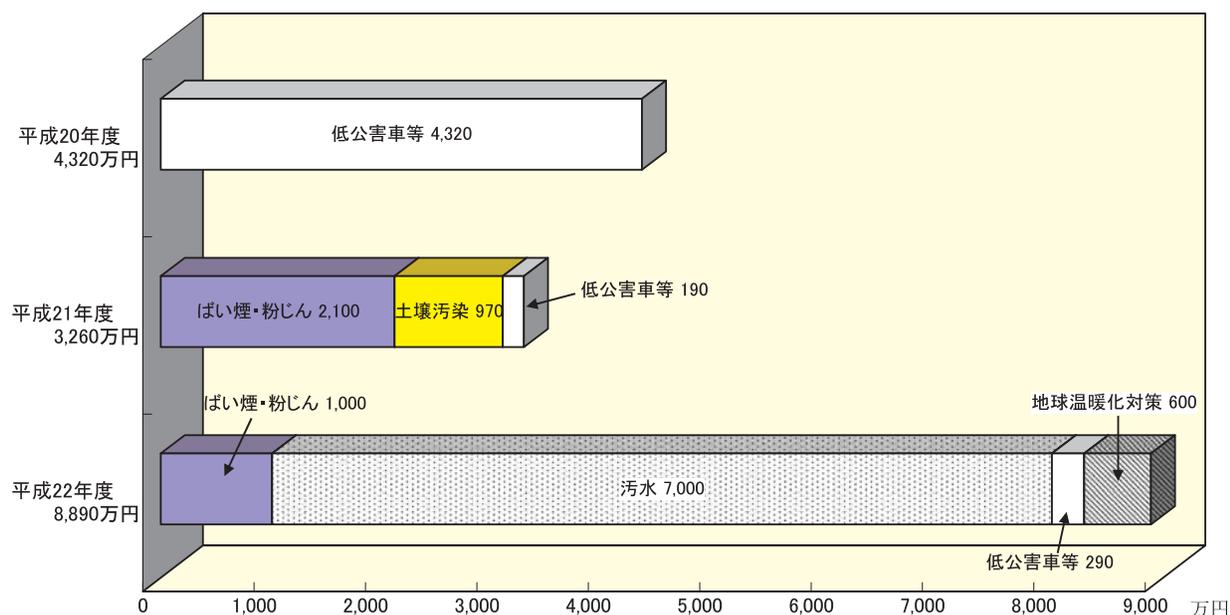
表 11-3-1

環境対策資金の融資条件（平成22年度）

融 資 限 度 額	対象経費の90%以内	
	会社・個人	組 合
公 害 防 除 施 設	5,000万円	6,000万円
工 場 移 転	7,000万円	6,000万円
低公害車等	3,000万円	6,000万円
地球温暖化 対策施設	5,000万円	6,000万円
融資利率	年1.6%	
融資期間	7年以内（1年据置き・元金均等月賦返済を原則）	

（資料）環境部作成

図 11-3-2 環境対策別融資実績



（資料）環境部調べ

クローズアップ

「環境分野における企業の社会貢献活動ウェブサイト」を開設しました！

近年、企業の社会的責任（CSR）に基づく企業による環境分野の社会貢献活動が盛んになっています。一方で、環境保全活動に取り組むNPO等は活動資金、資材、人材、活動の場等が十分でない実態があり、COP10の成果を活かして地域をあげた環境保全の取組を推進していくうえでも、企業とNPOとの協働の必要性が高まっています。

そこで、県内企業による先進的な社会貢献活動の実例や、企業とNPOとの協働事業の成果などを広く発信する場として、「環境分野における企業の社会貢献活動Webサイト」を開設しました。

平成22年度末で計165社の活動を紹介しています。

<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/csr/>

ウェブサイトに関する問合せ先
 県環境部環境政策課企画・広報グループ



3 環境経営・技術の支援【環境調査センター】

企業における環境に配慮した事業活動を推進するため、県は、平成18年度から、公益社団法人日本技術士会中部本部などの協力を得ながら、環境に関する問題を独自では解決困難な企業を

経営や技術の専門家が訪問調査し、環境負荷の低減、生産工程の改善、ISO14001やエコアクション21の取得などについて現場に即したアドバイスを行うなどの支援を行っています。

第4節 国際環境協力の推進

1 国際環境協力の推進【環境政策課】

昭和40年代の深刻な公害を克服してきた本県には、公害防止対策に関する知識、経験等の大きな蓄積があります。アジア諸国を中心に公害に悩む開発途上国は多く、それらの国々に対し、県は（独）国際協力機構（JICA）などと提携した

環境協力を進めてきました。

平成22年度には、中国を始め16か国から計54名の研修員等の受入れを行うとともに、中国及びアルジェリアへの職員派遣を行いました（表11-4-1）。

表 11-4-1 国際環境協力の実績（平成 22 年度）

<研修員などの受入れ> （計 54 名）

国名等	人数	期間	主な研修・調査内容
アジア・南米・アフリカ 8 か国（自治体職員）	8 名	1 日	生物多様性を活かした地域開発研修
オーストラリア（ビクトリア州環境省副長官）	1 名	1 日	本県の環境施策等の調査
中国（江蘇省職員）	1 名	1 日	本県の環境施策等の調査
パキスタン（環境大臣）	1 名	1 日	本県の環境施策等の調査
中国（河南省職員）	3 名	1 日	水質モニタリング研修
タイ（工業連盟等職員）	16 名	1 日	PRTR 制度の調査
中国（大学教授）	2 名	1 日	本県の環境施策等の調査
中央アジア 3 か国（環境省等職員）	6 名	1 日	水質モニタリング研修
スリランカ（地方政府職員）	6 名	2 日	廃棄物管理研修
モンゴル（ウランバートル市職員）	5 名	2 日	廃棄物管理研修
ベトナム（自治体職員）	5 名	1 日	自然資源・環境管理研修

<職員の派遣> （計 4 名）

国名等	人数	期間	主な内容
アルジェリア・アルジェ市	1 名	8 日	環境モニタリングキャパシティ・ディベロプメントプロジェクト
中国・上海市	1 名	4 日	アジア環境技術協力事業
中国・江蘇省	1 名	4 日	アジア環境技術協力事業
中国・江蘇省	1 名	4 日	アジア環境技術協力事業



講義の様子（中部電力）



廃棄物管理研修での現地調査
（食肉解体工場）

また、急速な経済発展により環境悪化が懸念される中国の環境改善に向け、優れた知識や技術を有する民間技術者を派遣する「アジア環境技術協力事業」を平成 20 年度から実施しています。これは、本県が持つ公害克服の知恵や優れた環境技術を活かし、長年にわたって友好交流事業を進めている中国・江蘇省の環境改善に貢献するため、江蘇省内の工場に県内の民間技術者を派遣して、

環境保全に関する技術指導や改善提案を行うものです。

平成 23 年 1 月に国際環境協力コーディネーターによる事前調査を行い、この結果を踏まえて選定された 2 名の民間技術者を平成 23 年 3 月に常州市に派遣するとともに、県内の環境関連企業を同行し、現地企業との交流を行いました。

2 環境技術・製品等の海外への発信

【産業立地通商課】

県は、県内企業が持つ環境関連のものづくり技術・製品を海外にPRし、本県企業の海外におけるビジネス活動の活性化を図るため、発展著しく環境への関心も高まっている中国・上海で開催される中国最大級の国際見本市「中国国際工業博覧会」への県内企業の出展支援等を行っています。

平成 22 年度は、11 月 9 日から 13 日まで開催された「中国国際工業博覧会」に設けた愛知ブー

スに、愛知ブランド企業（本県が認定した県内の優れたものづくり企業）と環境技術・製品を有する県内企業計 19 社が出展しました。また、同博覧会期間中に開催されたシンポジウムにおいて、小川副知事が「持続可能な地域づくりを目指した愛知県の取り組みについて」と題するスピーチを行いました。



中国国際工業博覧会

第 5 節 公害の防止、健康被害の救済

1 公害防止計画の推進【環境政策課】

（1）公害防止計画の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しいか、今後著しくなるおそれがある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、公害の防止を図り、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全しようとするもので、**環境基本法**第 17 条の規定に基づいて、都道府県知事が策定します。計画では、計画の目

標、期間、主要課題、公害防止に関する各種の施策等を定めています。

県は、昭和 47 年度から名古屋等地域、昭和 49 年度から衣浦・西三河地域、昭和 51 年度から東三河地域について、また、平成 3 年度からはこれらの 3 地域を一本化して愛知地域として公害防止計画を策定してきました（表 11-5-1）。

平成 22 年度は、名古屋市始め 9 市を対象地域とした公害防止計画の最終年度でした。

表11-5-1 公害防止計画策定の経緯等

地域名	地域の範囲	計画策定指示	計画承認・同意年月日	計画期間
愛知地域	名古屋市始め9市	平成18. 10. 13	平成19. 3. 19	平成18年度～22年度
	名古屋市始め43市町村	13. 7. 6	13. 12. 10	13年度～17年度
	名古屋市始め66市町村	8. 9. 20	9. 2. 20	8年度～12年度
	名古屋市始め68市町村	3. 9. 3	4. 3. 12	3年度～7年度
名古屋等地域	名古屋市始め43市町村	昭和62. 10. 6	昭和63. 3. 14	昭和62年度～平成2年度
		57. 9. 3	58. 3. 15	昭和57年度～61年度
		52. 6. 28	53. 3. 17	* 52年度～56年度
		46. 9. 17	47. 12. 19	47年度～56年度
衣浦・西三河地域	岡崎市始め18市町村	平成1. 9. 8	平成2. 3. 13	平成元年度～2年度
		昭和59. 9. 21	昭和60. 3. 8	昭和59年度～63年度
		54. 8. 17	55. 3. 18	54年度～58年度
		48. 7. 3	49. 12. 27	49年度～53年度
東三河地域	豊橋市始め7市町村	61. 9. 9	62. 1. 23	61年度～平成2年度
		55. 9. 9	56. 3. 20	昭和56年度～60年度
		50. 7. 25	52. 1. 28	51年度～55年度

(注) 1 平成3年度から名古屋等地域、衣浦・西三河地域及び、東三河地域を統合して愛知地域とした。

2 *昭和52年度に見直し計画を策定

(資料) 環境部調べ

(2) 公害防止計画の施策

ア 策定地域

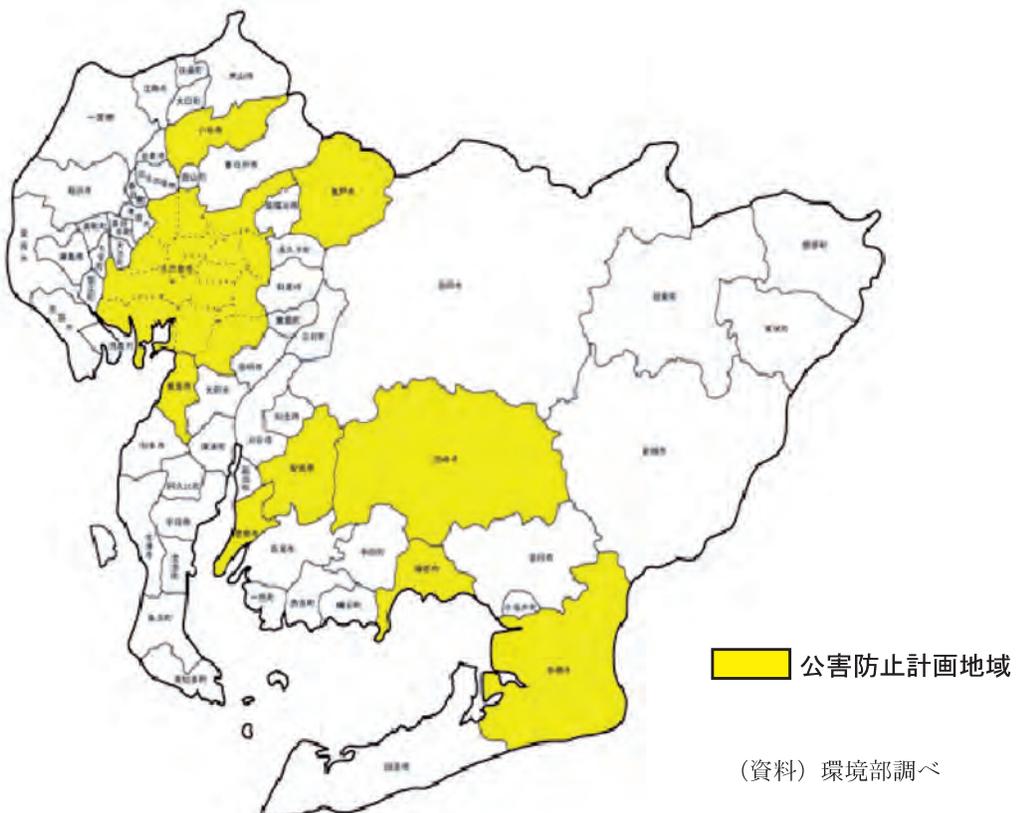
愛知地域公害防止計画の策定地域は図 11-5-1 のとおりであり、本県の面積の約 27%、人口の約 49%、製造品出荷額等の約 30%を占めていま

す。

イ 計画の目標

大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境基準などを達成することを目標としました。

図11-5-1 愛知地域公害防止計画の策定地域（平成18～22年度）



ウ 公害の防止に関する施策

計画の目標を達成・維持するため、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、廃棄物処理施設の整備、河川・港湾のしゅんせつ等の公害対策事業や、公園緑地などの整備、交通対策、地盤沈下対策等の公害関連事業を実施することにより、計画の総合的な推進を図ることとしました。

また、主要課題として「都市地域における大気汚染対策」、「交通公害対策」、「都市内河川の水質汚濁対策」、「油ヶ淵の水質汚濁対策」及び「伊勢

湾の水質汚濁対策」を挙げ、これらの施策を重点的に実施することとしました。

(3) 公害防止計画の実施状況

公害防止計画に基づき平成 22 年度までに地方公共団体などが実施した公害の防止に関する事業の実施状況は、表 11-5-2 に示すとおりです。

表11-5-2 愛知地域公害防止計画の実施状況（平成22年度末現在）

計画期間 (年度)	公害防止対策事業			公害関連事業			合 計		
	計 画 事業費 (億円)	実 績 事業費 (億円)	進 捗 率 (%)	計 画 事業費 (億円)	実 績 事業費 (億円)	進 捗 率 (%)	計 画 事業費 (億円)	実 績 事業費 (億円)	進 捗 率 (%)
平成18～22	3,062	3,363	110	1,293	1,041	81	4,354	4,403	101

(注) 実績事業費及び進捗率は見込み。

(資料) 環境部調べ

(4) 新たな公害防止計画の策定

これまでの公害防止計画は平成 22 年度末で計画期間が満了しましたが、一部の地域においては、大気、水質等の環境質に依然として改善すべき問題が残されており、今後も引き続き総合的な公害防止対策を講ずる必要があることから、県は、平成 23 年度中に新たな計画の策定を行うこととしています。

2 公害防止協定【環境活動推進課】

県は、大気汚染物質などの排出量が大きく地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある 7 社 11 工場（平成 23 年 3 月末現在）と、関係市町村とともに公害防止協定を締結し、環境への負荷の低減に努めています（表 11-5-3）。

本県の締結している公害防止協定の特徴は次のとおりです。

- ① 法令値を上回る厳しい協定値の設定、法令にない項目についての協定値の設定、監視・測定体制の整備等具体的な公害防止対策を定め、かつ、毎年度その内容について協議すること。
- ② 公害関係施設などの設置・変更について事前に協議すること。
- ③ 地域住民の直接の窓口である市町村も協定当事者として参加し、県と協力して効果的な指導を行うこと。

表11-5-3 本県が当事者となって締結している公害防止協定

締結年月日	対 象 工 場	関係市町村
昭和 46 年 9 月 14 日	新日本製鐵(株)名古屋製鐵所	東海市
47 年 3 月 30 日	JX 日鉱日石エネルギー(株)知多製造所	知多市
47 年 11 月 8 日	中部電力(株)西名古屋火力発電所	飛島村
48 年 8 月 23 日	出光興産(株)愛知製油所	知多市
49 年 11 月 7 日	大同特殊鋼(株)知多工場	東海市
〃	愛知製鋼(株)知多工場	〃
50 年 4 月 18 日	東邦瓦斯(株)知多熱調センター	知多市
〃	中部電力(株)知多火力発電所	〃
55 年 12 月 23 日	中部電力(株)知多第二火力発電所	〃
62 年 8 月 25 日	中部電力(株)碧南火力発電所	碧南市、安城市、 西尾市、高浜市
平成 10 年 6 月 19 日	中部電力(株)武豊火力発電所	武豊町、半田市、 常滑市、美浜町

(資料) 環境部調べ

3 公害苦情、公害紛争の処理【環境政策課】

(1) 公害苦情の処理状況

公害に関する苦情は、地域住民に直接かかわる問題であり、その適切な処理は住民の生活環境を保全する上から重要です。公害苦情については、原則として地域住民とより密接な関係にある市町村においてその処理を行うこととし、県では2以上の市町村にまたがる広域的なもの、処理に高度で専門的な技術を要するものなど、市町村で処理することが困難な苦情について市町村に協力し、処理に当たることとしています。

平成 22 年度に県内の市町村が受け付けた公害

苦情の件数は 6,491 件（平成 21 年度からの繰越件数を含めた公害苦情総件数は 6,531 件）で、6 年振りに増加に転じました（図 11-5-2）。

また、公害苦情を典型 7 公害（環境基本法第 2 条第 3 項に規定する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）と典型 7 公害以外に分けると、典型 7 公害は 4,899 件（75.5%）、典型 7 公害以外は 1,592 件（24.5%）となっています。典型 7 公害の苦情件数を種類別に見ると、大気汚染（1,744 件）、騒音（1,432 件）、悪臭（1,021 件）などの順となっています（図 11-5-3）。

図11-5-2 公害苦情処理件数の経年変化

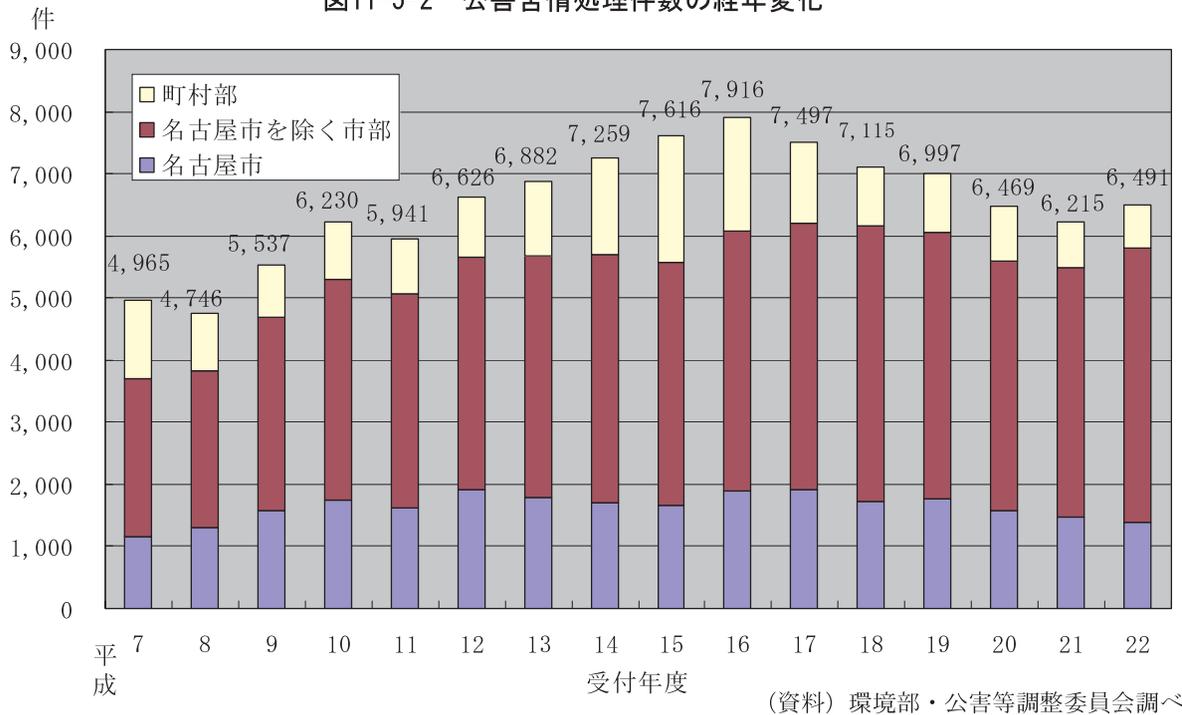
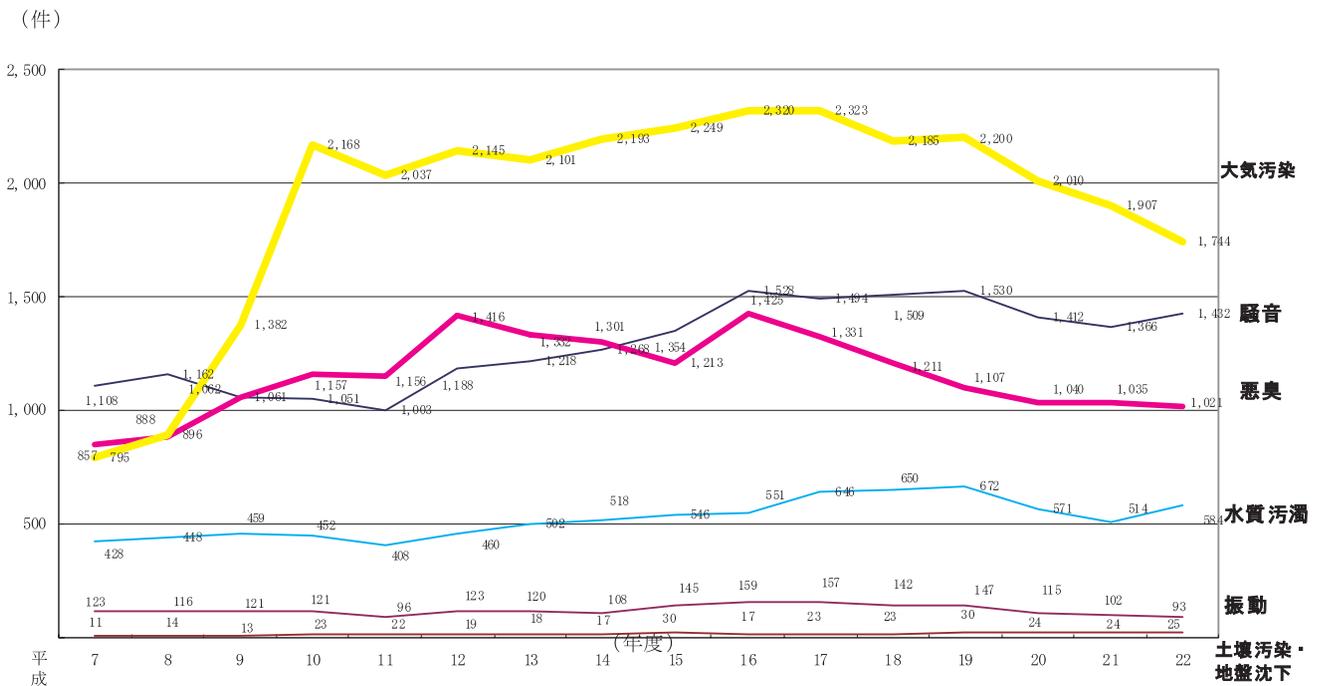


図11-5-3 種類別典型7公害苦情件数の経年変化



(2) 公害紛争の処理状況

公害苦情が解決されなかった場合は、公害苦情が公害紛争にまで発展することがあります。公害に関する紛争を迅速かつ適切に解決するため、公害紛争処理法により、重大事件、広域処理事件等

は総務省の外局である公害等調整委員会が、それ以外は県公害審査会が、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）を行うものとされています。

県では、昭和45年11月に、公害紛争処理法及

び愛知県公害審査会の設置等に関する条例に基づき愛知県公害審査会を設置し、公害紛争の処理に当たっています。平成22年度中に同審査会が扱った事件は、平成22年度に受け付けた調停事件2件を含め、調停事件が7件でした。そのうち、2件が調停打ち切りにより平成22年度中に終結しました。

また、これまで受付けた事件の累計は81件(あわせん4件、調停77件)であり、これらの事件の中では、騒音に係るものが59件(うち44件は他の公害との複合)と最も多くなっています。

4 公害健康被害者の救済【環境政策課】

昭和49年9月に施行された公害健康被害補償法(昭和63年3月から公害健康被害の補償等に関する法律に題名改正)に基づき、名古屋市及び東海市のそれぞれ一部が大気汚染系疾病の指定地域とされたことから、県及び名古屋市は、この

地域に一定期間以上居住又は通勤し、気管支ぜん息などの指定疾病にかかっていると認定された公害健康被害者に対して、療養の給付、障害補償費等6種類の補償給付及び転地療養などの公害保健福祉事業を行っています。

昭和63年3月1日をもって大気汚染系疾病の指定地域はすべてその指定を解除されたため、それ以降、公害健康被害者の新たな認定は行われていませんが、既被認定者に対しては従来どおり認定更新、補償給付等を行っています。

認定更新等は、名古屋市の地域については名古屋市が、東海市の地域については県が実施しており、それらに要する費用については、硫酸酸化物を排出する全国の工場・事業場から徴収される汚染負荷量賦課金、自動車重量税のほか、一部国費・県費が充てられています。

なお、認定状況などについては表11-5-4、表11-5-5のとおりです。

表11-5-4 公害健康被害者認定状況(東海市地域分)

(単位：人)

平成22年 3月末 患者数	転入	取消等					平成23年 3月末 患者数	参考 (平成23年3月末)	
		死亡	辞退	転出	不認定	計		名古屋市の 患者数	県内の 患者数の 合計
391	0	8	1	1	1	11	380	2,215	2,595

(資料) 環境部調べ

表11-5-5 公害健康被害者の認定疾病別内訳(東海市地域分)

(単位：人)

気管支ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	計
353	27	0	380

(注) 患者数は平成23年3月末現在

(資料) 環境部調べ

5 環境犯罪の取締り【警察本部生活経済課】

近年、循環型社会を目指す国の方針に則り廃棄物のリサイクル化が盛んに推進される中、そのような社会情勢に乗じて、リサイクル品を騙った産業廃棄物を農地改良と称して大量に不法埋立し

た事件など、悪質な産業廃棄物処理業者に絡む犯罪が、度重なる取締りや行政監視にもかかわらず後を絶ちません。

警察では、環境犯罪の早期発見、早期検挙による環境破壊の未然防止を最重要課題として、暴力